

埼労発基 1201 第 3 号
平成 29 年 12 月 1 日

別紙の関係団体の長 殿

埼玉労働局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）については、同条第 3 項の規定に基づき、当該化学物質の名称を公表するとともに、同条第 4 項の規定に基づき、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴取し、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たものについては、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1。以下「指針」という。別添参照）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請しているところです。

今般、「労働安全衛生法第 57 条の 4 第 3 項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 436 号、平成 29 年厚生労働省告示第 85 号、第 231 号及び第 309 号）により、907 物質の名称が公表されたところですが、それらの化学物質のうち、別紙 1 に掲げる計 32 の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見がありました。

また、法第 57 条の 4 第 1 項の既存の化学物質として政令に定める化学物質（以下「既存化学物質」という。）のうち、別紙 2 に掲げる計 6 物質について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見がありました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、別紙 1 に掲げる届出物質又は別紙 2 に掲げる既存化学物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。

- 一般社団法人 埼玉労働基準協会連合会
- 一般社団法人 浦和地区労働基準協会
- 一般社団法人 川口地区労働基準協会
- 一般社団法人 大宮地区労働基準協会
- 一般社団法人 熊谷地区労働基準協会
- 一般社団法人 川越地区労働基準協会
- 一般社団法人 春日部労働基準協会
- 一般社団法人 所沢地区労働基準協会連合会
- 一般社団法人 行田地区労働基準協会
- 一般社団法人 秩父地区労働基準協会